

1 審 議 会 名	上田市自治基本条例検証委員会
2 日 時	令和 7 年 8 月 29 日 午後 2 時 00 分から
3 会 場	市役所本庁舎 5 階大会議室
4 出 席 者	金山委員（会長）、中村委員（副会長）、小林潤子委員、小林みゆき委員、竹花委員、田中委員、田畑委員、中沢委員、西委員、二瓶委員、橋詰委員、長谷川委員、堀内委員、三井委員
5 市側出席者	堀内市民まちづくり推進部長、平田市民参加・協働推進課長、山田危機管理防災課長、清住政策企画課長、山崎総務課長、加々井子育て・子育て支援課長、半田丸子地域振興課長、宮崎真田地域振興課長、鈴木武石地域振興課長、佐藤生涯学習・文化財課長、橋詰人権同和対策係長、伊藤自治協働支援担当係長、櫻井地域内分権推進担当係長
6 公開・非公開	☒ 公 開 ・ ☐ 一部公開 ・ ☐ 非公開
7 傍 聴 者	0 人 記者 0 人
8 会議概要作成年月日	令和 7 年 10 月 7 日
協 議 事 項 等	
1 開会（事務局）	本日の会議から具体的にそれぞれの条文の内容、逐条解説の検証を委員のみなさまにご意見頂戴することになるがよろしく願いたい。丸山委員は欠席となる。
2 会長あいさつ（会長）	上田市の各会議に出席しているが、この自治基本条例の見直しは、このように一同に介して議論していただき、市の皆さんが自治基本条例を大事に思ってくれていると感じる。自分一人で見ても考えるより、他のみなさんの意見を聞きながらみんなで考えられる機会を作っていただけることに感謝したい。今日はたくさん協議事項があるので、円滑に進められたらと思う。
3 協議事項（会長）	（1）条例の検証について 本日は、前文から第 5 章（第 15 条）までを検証する予定。 会議は、2 時間程度を予定しているので、スムーズな進行にご協力いただきたい。本日は条例に係る市の担当課の皆様も出席しているので了承をいただきたい。検証は、前回の検証委員会で配布された「資料 2 上田市自治基本条例庁内検証シート」を用いて行う。 前文について、事務局より条文改正及び逐条解説修正についての市の考え方を説明していただきたい。 （事務局） 本日は資料 2 を使い、会議を進める。まず、会議の進め方について説明させていただきたい。自治基本条例本文及び逐条解説について、現在記載している内容が、社会情勢の変化に対応している内容になっているか、上田市にふさわしい自治を推進する内容となっているか、という視点でご意見を頂戴し検証をまとめていきたい。この条例は、あくまでも基本理念を定めた条例となる。条例本文自体の変更については、大幅な変更する場合を除き、軽微な変更などは行わず、逐条解説の修正を行ってまいりたい。本日は資料 2 を使って検証を進めていくが、私から市の考え方、それぞれの状況について概要を説明し、その後質疑応答を行う。質疑が終了したところで、「修正なし」とする場合は、その方針を決定し、「修正が必要」な場合には、出された意見をまとめて一定程度的見直し方針を決定した上で、その条項については一旦協議を終了させていただ

く。その条項について、次回の検証委員会において、本日出された意見をまとめ、見直し案を事務局で作成しお示しするので、その内容について再度議論していただき方針を決定していただきたい。

それでは前文から協議に入りたい。前文は、条例制定の由来、理念、趣旨、目的などを記載しているものである。条文の改正では、担当課からは「知将」という漢字について、変更したらどうかと修正案がだされている。こちらについては軽微な変更と捉えられるので、逐条解説の改正で対応してまいりたい。

次に逐条解説で改正は、冊子の7ページもご覧いただきたい。歴史遺産の項目1行目、「大和時代」を「古墳時代」へ修正、7行目中盤「北条氏が幕府の信濃守護職として」を「執権北条氏の一派が」へ修正、10行目「38の国指定等文化財」を「44の国指定等文化財」へ修正、後述の「235の市指定文化財」を「240の市指定文化財」へそれぞれ修正させていただきたい。

次の行、「残されています」の残るという漢字を遺跡の「遺」という漢字に修正、次の2段下で、「大阪」という漢字に誤りがあるため修正し、後段の「真田幸村」を「真田信繁（幸村）」へ修正したい。

逐条解説の8ページをご覧いただきたい。

③まちの現状と将来の課題（第3段落）について、最後に「学校の統廃合等が挙げられます。」の後段に、「武石地域は・・・」というところで令和4年4月に過疎指定されたという内容を入れ込んだらどうか担当課からの提案がある。こちらについては、地域バランス等があるため、上田・真田・丸子地域分の内容も併記するという事とも考えられるし、追記する内容が計画内容であるので理念条例と考えると修正は不要であるということも考えられる。こちらについては、修正するかどうかご意見をいただきたい。

（会長）

事務局から説明をいただいたが、委員の皆さんからご意見ご質問があればお願いしたい。

（委員）

当時の地名では「大阪」の字であっているのですが、誤りというのは言い過ぎではないかと思う。現状では「坂」でいいと思うが。

（事務局）

「さか」の字については、今上田市で大坂夏の陣・冬の陣で使う文言としては、つちへの「坂」を使っている。表現については上田市で使っている最もポピュラーな字であることで、統一させていただくという観点から「坂」の字をこざとへの「阪」からつちへの「坂」に変えさせていただきたい。

（委員）

基本的なことについて質問したい。逐条解説と条文があるが、例えば条文に訂正がなく逐条解説で数字を修正していくが、逐条解説の改正も議会にかけると必要があるのか。条文と逐条解説はセットなのか。

（事務局）

条例を改正するには、議会での議決が必要となっている。逐条解説については、議決を求められているものではない。そのため、審議会で議論して修正したものを、最終的には議会に報告させていただく。

（委員）

智将の「智」の違いだが、条文の文字を直す場合も議会の承認が必要なのか。

（事務局）

その通りである。今回の庁内での検証の結果、条例を改正したほうが良いという意見は、実はこの1カ所のみとなっている。この一文字を変えるために条例改正を行うかという非常に悩ましい状況となっている。これから色々ご意見をいただく中で、他の部分で条例の見直しが必要となった時には、併せて修正させていただくが、結果的にここだけが残った場合には、この文字だけ改正することは控えさせていただき、逐条解説で補足的に説明をさせていただければと考えている。

(委員)

上田市民にはあまり知られていないが、松平家上田城主第六代の松平忠固（まつだいらただかた）という藩主が、江戸幕府の老中を 2 度勤めて、2 度目には日米修好通商条約を裏方で全部まとめあげた、歴史上は井伊直弼という大老が決めたとなっているが、ここの部分を踏み込んで記載するということはできないか。

(事務局)

できると考えているが、調べさせていただき、掲載をしていくことは可能である。入れ込むことは可能だと思う。

(会長)

第 1 条について事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 1 条(目的)、逐条解説 10 ページをお願いしたい。この条文については、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、市議会及び市の役割並びに市政の基本事項を定め、自治を推進することにより、活力ある自立した地域社会を実現することを目的としている。事務局案としては、この条例本文及び逐条解説ともに、社会情勢による変化に対応していると考えられるため修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問あればお願いしたい。

～意見無し～

(会長)

第 2 条について事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 2 条(定義)、逐条解説は 11～12 ページに記載されている。この条文については、条例で使われる用語のうち、特に重要な用語「市民、市、自治、まちづくり、地域コミュニティ、協働、参画」について、解釈や意義を共有するために設けたものである。事務局案としては先程の第 1 条案と同様に修正事項は「なし」としたい。

(会長)

第 2 条についてご意見、ご質問があればお願いしたい。

(委員)

国籍は全然関係ないということか。市民として含まれているという考えでよいのか。

(事務局)

国籍は問わず市民として位置付けてある。市民として含まれている。

(会長)

第 3 条についてお願いしたい。

(事務局)

第 3 条(条例の位置付け)で、逐条解説は 13 ページをお願いしたい。第 1 項として自治の基本を定めるものと位置付け、第 2 項で他の条例や規則等の整合を図るとしている。事務局案としては、社会情勢による変化に対応していると考えられるため、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

第 3 条についてご意見、ご質問があればお願いしたい。

～意見無し～

(会長)

第4条について事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

第4条(自治の基本理念)、逐条解説は14ページをお願いしたい。この条文は、市民、市議会及び市がともに目指す自治のあるべき姿を基本的な理念として明らかにしている。第1号として、参加と協働による自治の推進すること、第2号として地域内分権により自治を推進することを定めている。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、第2号の3段目の後半部分に「9つの地域協議会」とあるが、地域協議会の再編を行ったので「5つの地域協議会」に修正したい。

(会長)

第4条についてご意見、ご質問があればお願いしたい。

(委員)

条文自体の改正不要については賛成である。第3次上田市総合計画が市長に答申されたが、その中の総合計画基本理念には、将来都市像の実現に向けてまちづくりに取り組むなどの基本理念として市民憲章及び上田市自治基本条例における第4条自治の基本理念を掲げますと書いてあり、本文の方にも今のこの条例にも市民憲章等が使って入っている。そしてこれから総合計画が議会に挙がってくる。そうすると、動かさないし動かす理由はないが、条文は普遍的なものであり、今のままで賛成である。

(事務局)

事務局より補足訂正をさせていただきたい。逐条解説の修正案改正後のところで現在は5つの地域協議会と説明したが、実は、今年度、上田地域に右岸・左岸と2つの地域協議会があるが、これを来年度から「上田」に1つにまとめるため、「地域自治センター条例」を改正することについて、同時進行で進めている。こちら5つとなっているが、4つに変更になる。逐条解説の発行は来年春以降となるため、発行までには5が4に変わるということでご承知おきいただきたい。

(委員)

住民自治組織については13条の地域コミュニティに規定されているが、地域協議会については、説明があったように右岸・左岸・真田・丸子・武石の5つがあるということを明記した方が親切だと思う。もう一点、文言についてだが、第1号に「一人ひとりを尊重し、互いを認め合うという人権尊重を謳い(うたい)」の部分に「謳い」という難しい漢字があるが、常用漢字ではないのでふりがなをふったりするなどわかりやすい表現にした方がよい。

(事務局)

まず5つの地域協議会の明記について、次回の検証委員会で修正案を示したい。併せて常用漢字に使っていない物に関して併せて修正をし、次回提示させいただきたい。

(会長)

第5条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

第5条(自治の基本原則)、逐条解説は15～16ページをお願いしたい。この条文は、第4条で掲げた基本理念の実現に向け、市民、市議会及び市が共有すべき行動原則を明らかにしている。(1)人権尊重、(2)参加、(3)協働、(4)情報共有の原則です。事務局案としてこの条例本文及び逐条解説ともに修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご質問ご意見あれば出していきたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第 6 条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 6 条(市民の権利)、逐条解説は 17～18 ページをお願いしたい。この条文は、自治の主体である市民の有する権利を明らかにするために設けている条文となる。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、令和 5 年 4 月の子ども基本法の施行に伴い修正を行いたい。具体的には逐条解説 17 ページの 4 段落目末尾から 5 段落目にかけて下から 6 行目、「…全国の自治体で「子どもの権利」の 4 つの子どもの権利を守る取組が進められています。」の後ろに、「また、令和 5 年に「子ども基本法」が施行され、同年に策定された「こども大綱」において「こどもまんなか社会」の理念が明確に位置付けられました。その中で、こども・若者たちが自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる権利が確保される社会を目指すことが謳われています。」を追記したい。その下の段には、「本項は子どもの権利条約の 4 つの権利のうち、『参加する権利』を保障する。」の後段に「「こども大綱」に規定された「こどもまんなか社会」の目指すこども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できる機会を具体化する条項です。」を追記し修正したい。

また、前回の検証で指摘された事項として、「こどもの権利条例」を制定することを要望されているが、担当課からは、こどもの権利に関する条例の制定を目指し、他自治体の条例制定の事例を調査・研究していくこととしている。

(会長)

第 6 条について、委員のみなさまからご意見ご質問あればお願いしたい。

(委員)

改正の文章の中で、「こども・若者たちが自らの意見を持つための様々な支援を受けることができる」とあるが、具体的に様々な支援とはなにか教えてほしい。

(事務局)

子育て・子育て支援課では、第 3 次上田市子ども・子育て支援事業計画を作っており、それに基づく支援内容を展開している。

(会長)

それでは第 7 条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

第 7 条(市民の責務)、逐条解説は 19 ページをお願いしたい。本条文は市政やまちづくりにおける市民の責務を明らかにするために設けている条文となる。事務局案としては、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご質問ご意見あれば出していきたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第 8 条、9 条事務局から続けて説明をお願いしたい。

(事務局)

8 条 9 条をまとめてお願いしたい。

第 8 条(市議会の役割及び責務)、逐条解説は 20 ページをお願いしたい。本条文は、市民の信託を受けた議事機関として、市議が果たすべき役割と責務を明らかにするために設けている条例となる。社会情勢による変化に対応していると考えられるため、修正事項は「なし」としたい。

第 9 条(市議会議員の責務)、逐条解説は 21 ページをお願いしたい。市議会議員は市民の代表として、常に自己の見識を高めることにより、広く市民の信託にこたえ、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に責務を遂行することを規定している。こちらについても、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

8 条 9 条につきまして委員のみなさまからご意見ご質問あればお願いしたい。

(委員)

外国の方も市民の枠組みの中に入っているという事だが、市議会においては、参政権がないが、その場合、外国人のかたの意見をどういう形で市の方で吸い上げるのか。補足部分があれば教えて欲しい。

(事務局)

参政権がないというところで、どのように外国籍の方の意見を市として吸い上げるか、お聞きするかということだが、具体的に今記載があるという訳ではないため、そういった視点を次回の逐条解説に一文を付け加えさせていただきたい。今具体的にどのような文言というのは今の段階では出せないが、担当課と協議する中で、表現として入れるよう検討する。ただ、後段の部分で多文化共生などそういった部分でまちづくりに取り組んでいくという観点での協議があるが、意見集約という形では記載がないので変更を検討する。

(会長)

次に第 10 条につきまして事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

第 10 条(市長の役割及び責務)、逐条解説は 22 ページをお願いしたい。市長は、市民の直接選挙で選ばれた市の代表という市長の果たすべき役割、責務を明らかにしている。事務局案として社会情勢による変化に対応していると考えられるため、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

委員のみなさまからご意見ご質問あればお願いしたい。

～意見無し～

(会長)

次に第 11 条について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 11 条(市の役割及び責務)、逐条解説は 23～24 ページをお願いしたい。本条文は、市の基本的な役割及び責務を明らかにするために設けている。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説の 24 ページ、上田市協働のまちづくり指針の策定についてという記載があり、こちらについては令和元年度という記載があるが、令和 6 年度(5 年に 1 度)に見直しを行っており、上から 7 段目の「また、令和元年度」の部分に「令和元年度及び令和 6 年度」という文字を追記させていただきたい。また、下から 5 行目、(5)にわがまち魅力アップ応援事業があるが、当事業は廃止した事業となるので、その文言を削除するとともに、活力あるまちづくり支援金のカッコ書きを削除する。

(会長)

只今の説明について委員のみなさまからご意見ご質問あればお願いしたい。

(委員)

逐条解説 24 ページの協働推進員が市内 83 課所に置かれているとあるが、例えば丸子地域にもあるのか。

(事務局)

協働推進員は市内 83 課の係長職の職員に協働することを意識して行動してもらうため配置しているもの。各種まちづくり活動に積極的に関わりを持つように取り組んでいる。協働推進員が具体的に何をするのかという部分は、個別具体的に役割というのは詰め切れておらず、完全に機能しているとは言い難い状況である。現在、それを含めて、職員と地域のコミュニティの皆さんとの関わり方を振り返りながら悪いところは直し、更に良くしていくため、今年度から来年度にかけて。市側のまちづくり推進体制について見直しを行うべく検討を始めているところである。今後まちづくりに関係する有識者からのアドバイスをいただきながら市としての考え方をまとめていきたい。

協働のまちづくり指針は、令和 6 年度に見直したばかりだが、更に発展的に見直しをかけて、来年度以降、協働のまちづくり指針の改正を踏まえて新たな体制としてやっていきたいと考えている。協働推進員についても役割をしっかりと定めて人数の検討や業務としてどのようにするのかを含めて今後さらに検討を重ねてまいりたい。

(会長)

第 12 条に移ります。事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 12 条（職員の責務）、逐条解説は 25 ページをお願いしたい。市長の補助機関として市政運営に携わる職員について職務を遂行していく上での責務を明らかにするために設けている条文である。事務局案としてこの条例本文及び逐条解説ともに、社会情勢による変化に対応していると考えられるため、修正事項は「なし」としたい。

また、前回の検証で指摘された事項として、「職員の責務」について指摘されているが、担当課からは、「職員研修への実績を示し、職員研修に努めていること、それから職員提案による事務改善を行っていることなど取り組んでいる状況である。

(会長)

委員のみなさまからご意見ご質問あればお願いしたい。

～意見無し～

(会長)

第 13 条について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 13 条（地域コミュニティの役割）、逐条解説は 26～27 ページをお願いしたい。地域コミュニティがまちづくりの重要な担い手であるとの考えからその役割を明らかにするために設けている条文となっている。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、26 ページの下から 2 行目の「団体と団体との連携を推進する組織である『中間支援組織』を必要に応じて活用しながらまちづくりを推進していくことが地域コミュニティのより効果的な活動に繋がります」を、現状に応じた修正を行うため、改正後は「地域の課題解決や地域活性化に向けて、多様な主体が参画する新たな住民自治の仕組みである『住民自治組織』を活用しながらまちづくりを推進していくことが、地域コミュニティのより効果的な活動に繋

がります」に改正をしたい。逐条解説 27 ページには、住民自治組織は令和 3 年度に北部地区まちづくり協議会が設立され、令和 4 年度には南部まちづくり協議会が立ち上がっているため所要の改正を行いたい。

(会長)

第 13 条について委員のみなさまから質問ご意見をお願いしたい。

(委員)

地域コミュニティの役割ということだが、詳しくない人からすると、自治会の仕事がどこまで、まちづくり協議会の仕事がどこまでやるか再定義をしたほうがいいと思っている。再定義したうえで住民自治組織はなにをサポートすればいいのかまとめなおした方がよいと思う。逐条解説にはふわっとしか書いてないので、役割を明確にしないと、いくらでも自治会に仕事が押し付けられる。逆もあると思う。

(事務局)

自治会、地域協議会、住民自治組織の役割・定義について、まず自治会は地域の地縁の歴史文化を継承している最小の地域のコミュニティとなっている。住民相互の助け合いの主旨で結成され活動している。長い歴史の中で市内全域に 241 自治会があり、全域をカバーしている。自治会や自治会連合会の好意もあり、行政のサポート、行政からの依頼により様々な市の業務を行っていただいている。局面が変わり、人口減少となっていて、いままでの業務が自治会にとって負担になりつつある中で、市としてもこのまま継続していくことは困難だと認識している。自治会の規模は大小様々であり、一律に示すことは、どうかと思っているところである。また、自治基本条例は理念条例であるため、条例や逐条解説はそこまで踏み込んで書けないということでこのような表現となっている。先程説明したこれからの新しいまちづくりの推進体制では、自治会と住民自治組織、地域協議会の役割がどうあるべきなのか再定義しないといけないと考えている。行政がこうしてくださいと言うより、関係するみなさんが顔を合わせる中で話し合いをして、地域ごとの個性を踏まえながら、皆さんが納得いく形で役割分担が決められていけるような、そんな場を作っていければと考えている。自治基本条例とは離れるが、実は検討を始めているところであり、一番は皆さんが同じ情報を持ちながら、それぞれの立場にたって役割を分担し、負担を減らしつつ、まちづくりに携わっていただけるような体制を作ることができれば良いと考えている。ご理解いただきたい。

(委員)

〇〇委員の疑問と意見に同感する。立場上、上田市 241 自治会の連合会を預かっている中で、世帯数が 20 世帯に満たない自治会というものが現状 8 つ 9 つもある。そういう自治会が自治会としての活動ができるのだろうかということから始まって、住民自治組織のことも色々議論しなくてはならないと、自治会連合会の定例役員会でも話し合っている。すぐに結論は出ないが、そういうことは知らない市民がほとんどではないかという状況かと思う。隣同士の自治会で協力し合って一つの事業をやっていくとか、今後そうしていかないと、市職員の人数も減って来ざるを得ないので、広く話せば公民館活動を含めて様々な議論を早急にやっていかなければならないという状況下にある。

(会長)

私も知りたいと思っていた部分である。

(委員)

逐条解説に、今まで「中間支援組織」と入っていたところに、きちんと「住民自治組織」という言葉を入れていただいたところは良いと思う。よってこれからまた議論が出てくる。地域協議会と住民自治組織はどういった関係があるのか、皆さんにもはっきりわかっていただくために良かったと思う。

(会長)

第 14 条につきまして事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

第 14 条（地域コミュニティへの参加）、逐条解説は 27 ページをお願いしたい。市民と地域コミュニティの関りについて明らかにするために設けた条文である。事務局案としてはこの条例本文及び逐条解説ともに、社会情勢による変化に対応していると考えられるため、修正事項は「なし」としたい。また、前回の検証で指摘された事項として、「自治会への加入」について指摘されているが、「加入促進リーフレット」いわゆるパンフレットを活用した取組みやインターネットでも自治会加入の申し込みができるシステムを導入したり、外国人に対応したパンフレットを作ったりしながら自治会加入における様々な取組みを行っている。

(会長)

第 14 条についてご質問ご意見があればお願いしたい。

～意見無し～

(会長)

第 15 条について、事務局より説明をお願いしたい。

(伊藤自治協働支援担当係長)

続いて、第 15 条（地域コミュニティへの支援）、逐条解説は 28 ページをお願いしたい。市は地域コミュニティの活動に対して必要に応じて支援を行うことを規定している。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、下から 3 行目の「人材の育成も必要になっています」の後ろに「特に、災害が激甚化・頻発化する時代において、自らの地域は自らが守るとした理念に基づき、地域の防災力の要となる自主防災組織の活動はますます重要性が高まっています。組織の活動は、地域のコミュニティにより形成されることから、市民自らが積極的に参加することが必要となります」を追記し改正したい。

(会長)

第 15 条についてご質問ご意見があればお願いしたい。

(委員)

逐条解説の修正案の自主防災組織の活動の部分だが、今現在自主防災組織はどれくらい活動しているのか。

(事務局)

市内 241 自治会すべてに設置をいただいております、様々な種類の活動、防災訓練などを実施している。近況としては、昨年は防災訓練としては 100 回、100 自治会で実施されている。状況によって様々だが、そういった形で活動を実施していただいている。消防団と連携し様々な地域の見回りも実施していただいている。市で状況を把握しているところでは訓練が主な活動と把握している。

(委員)

今後はもっと自主防災組織に重点をおくという考えか。

(事務局)

個人の自助、地域の共助、我々行政機関である公助が連携して三位一体となって防災に取り組むことが基本事項となっている。共助については地域主体ということで自主防災組織の体制を強化していく、これには地域の皆さんがしっかりと参加していただくことが基本となるので、地域内でも顔が見える関係について防災を視点として広げていただくことも踏まえながら、この逐条解説の改正をしたい。

(会長)

一連の流れは終了したが、ここまででご意見ご質問あればお願いしたい。

(委員)

第 14 条、自治会への加入を拡充しようとするところだが、背景として、自治会費がどのように使われている

のかがわからないので、加入するかどうか迷っているという方が結構いる。個人的に調べたところ、自治会によって自治会費が3~4倍くらい開きがある。自治会費を払った会員が思い描いた形で使われていれば良いのだが、どのように使われているか会計のチェックができないので入りたくない人がある。会計の透明性を上げていただきたいと思う。色々な活動をされているのはわかるが、それが妥当なコストではあるかどうか見たい。市としてどれくらい関われるのかお聞きしたい。

(事務局)

ごもっともな内容である。市にも市民の方から色々な意見をいただいている。意見の中で多いのが、自分たちの払った自治会費が何に使われているのかを疑問に思っている方がいる。それぞれの自治会が定期的に総会をやり、会計の予算・決算を認めていただく機会があれば出席していただき確認できるが、これから入る方は総会に呼ばれない中で情報を伝えるには難しいものがある。未加入の方がそういった情報を知りたいという場合に市として何ができるのかを考えたとき、今出来ることは、間に入ってつなぎ役として自治会の役員さんとお話をするなどのお手伝いをさせていただく事が、主になってくるのかと考えている。自治会というところは任意の組織である以上、市も積極的に介入できない事情もある。自治会は市の下部組織ではなく、協働のパートナーであるため、対等な中での話をしながら取り組んでいる。

(委員)

第5条(4)の情報共有の原則で、市議会が情報共有するのはわかるのだが、市民とはこういった情報が共有されるのか。

(事務局)

市民が持っている情報を共有するというよりは、市民が市や市議会からの情報を知るという意味合いで書かせていただいている。

(委員)

情報を共有することだけではなく、情報を共有する「義務を負う」ということぐらいにした方がいいのではないか。

(事務局)

義務というと大変強い表現になるので、事務局とすれば理念として方向性を記載しているという考え方である。義務としてしまうと、背いたらどうなるのか、罰則を設けるのかということになりかねないので、できれば表現としてはこの内容でお願いしたい。

(会長)

その他どうか。

(委員)

第6条ですが、子どもの権利条例はどのような状況となっているか。

(事務局)

子どもの権利条例を制定している県内の状況は松本市が平成25年に成立し、佐久市が令和5年、山ノ内町が令和7年に制定され、長野市・松本市が令和7年9月の議会に上程される予定と開いている。上田市においても自治基本条例の中では、子どもの権利は市民の権利を包含する形で規定しているが、市の検討課題として、これらの社会情勢の変化もあり、今後、子どもの権利条例の策定に向けて検討を進めている段階である。

(委員)

子ども権利条約など大事ですのでよろしくをお願いしたい。

(事務局)

国際条約の子どもの権利条約の中では 4 つの権利があり、この中では規定しきれないものもあるので、子どもの権利条例の中で規定していけたらと考えている。他市も状況等も把握しながら研究を進めている段階である。

(会長)

子どもの権利条例を制定していただくことは非常に嬉しいが、子どもまんなか社会だから子どもも意見を言っていていいという社会全体の流れがある。子どもや若者が自分たちの意見を言っていていいと思えるような自己肯定感や、自分はこう思っていると素直に出すためには、子どもが生まれた時から、周りの人たちが、そういうふうに育てていく事が大事だと思っている。あなたたちにはこんなに権利があることに加えて、そういう子どもに意見表明できる子どもにどう育てていくか、そういう部分も大事にして、権利条例を作っていただきたい。

(事務局)

様々な検討を進める中で、長野市では、子どもの権利条例にプラスしてオンブズマン制度などの救済組織なども設けていると聞いている。条例制定のなかで救済の関係も盛り込まれると聞いているので、そういった先進市の状況も把握しながら子どもの声を聞く組織などの検討も同時に進めていきたい。条例の中に救済の関係も織り込んでいけたらと考えている。

(会長)

他はどうか。

(委員)

第 14 条について、外国人の方について自治会に未加入の方が多いと聞いているが、ごみ捨てとかはどうされているのか。

(事務局)

外国籍市民といっても国籍がだいたい多くいると聞いている。ホームページでも 12 か国語で対応しているが、多くの方にきめ細やかに生活の情報は行き届いていない対策ができていないと実感している。自治会としてもそういった課題を抱えている中で 10 月にも市長と市議会と自治会で懇談が設けられているが、懇談する中で、現状を伺いながら解決に向けて一歩ずつ取組みをしていきたいと思う。日本語が通じる外国籍の方は言葉で対応できるが、ある自治会では看板を設置してごみステーションに置いているという状況は伺っている。また、今後は勤め先や日本語学校とかが集まる場合に情報をしっかり伝えられることが必要だと思う。市としてしっかり対応していきたいと考えている。廃棄物対策課へも伝達してまいる。

(委員)

自治会未加入者で自治会費を払ってなくてもゴミが捨てられて普通に生活をされているということか。

(事務局)

ごみ自体は自治体が焼却する義務があるので、捨ててはいけないということとは言えない。その中でごみ集積所は自治会が管理していて、その場所を使うための金銭的なところや清掃に加わっていただくなど理解を引き続き求めていきたい。

(会長)

その他どうか。

(委員)

上田市は合併して 20 周年ですが、各地域でコミュニティは頑張っていると思う。武石は行政の皆さんにも頑張ってもらっていて、いろいろなことで民間と一緒にやっている。大きく考えたときに上田市一つでなにかや

っているかと考えると、やっていないと感じる。上田市一つでなにかやって欲しい、スポーツ系や文科系を含めて取り組んで欲しい。上田市全体で成し得たもので一緒に考えていきたい。何年もかかると思うが、本当の意味で上田市一つとなれるなにかができればいいと思う。

(事務局)

上田市は平成 18 年に 4 市町村で対等合併をして 20 年経過する。合併時には、それぞれの市町村では、それまでつちかってきた文化歴史がなくなってしまうのではないかという声多くあったと記憶している。そういうことを踏まえて、合併後はどうしようかとしたときに自治基本条例に掲げている地域内分権という地域の特色を生かしながら、それぞれのいいところを伸ばしながらまちづくりをしていくこと、もう一つの理念である参加と協働というところではみんなで作っていき、大きなまちづくりの基本理念ということでこの二つの理念を掲げていて、この 20 年間取り組んできている。今後に向かって、市民の皆さんの一緒に新たな事業を探っていけたらと思う。

(会長)

他はどうか。

(委員)

第 15 条の防災の改正に関して、いいと思っている。災害も最近すごく多いと、上田市の数年前に台風 19 号で大きな災害がありましたが、台風の場合は事前にわかる場合もあるが、地震は怖いと思う。特にこれに関して力を入れていって欲しい。

(事務局)

危機管理防災課長は明日の防災訓練の対応があり離席となっているため、私から説明させていただく。自主防災組織は地元の方で組織されている。地震が発生した直後に動ける方は、現実には自分の住んでいるところしか動けない。遠くにはいけない。近くのことでは自分でやるために自主防災組織を作っている。全市的に災害被害が及ぶときには公助は行き届かない。火災が発生する場合もある。自助・共助・公助という段階に応じた対応が必要ということで市も取り組んでいるところである。市としても自主防災組織と消防団、警察などの機関と連携して努めてまいりたい。

(委員)

自主防災組織は 241 自治会に組織されているということだが組織の内容はどうか。私の自治会は事実上機能しているとは思えない。機能していないことに対して、誰がどうやって、その機能をするようにするのか、文言の問題ではなく、実際上の問題がある。そこについてはどんな手を入れられるのか、ここに書かれないのであれば、実際になにもできないとなれば問題だと思う。例えば、チェック体制を市が持つとかそんなことが必要ではないか、現実には機能していないことが問題だと思う。

(事務局)

組織ごとに取り組む度合いの違いはあると思う。永遠の課題である。必要性はしっかりと述べていくことが大事だと思う。必要性はここに記載してあるが、機能していないときにどうすれば機能するのかという視点を逐条解説に入れられるかどうか、この後、持ち帰り危機管理防災課とも協議をして、次回、お示しできるようであればお示しさせていただきたい。考え方はいろいろございましてどこまでというところが難しいところではあるが、皆さんの方からの意見で記載をしていくこともできるので、次回以降、御意見をいただければと思う。

(会長)

他はどうか。

(委員)

選挙権がない外国籍の件が先程でたが、さらに外国籍の子どもたちも、なかなか学校教育についていけないとか、さらに弱い立場にある。こちらの基本原則としての人権尊重というところから弱い立場の皆さんへの配慮がより厚くなることを希望する。

(事務局)

外国籍の関係については、先日、総合計画でも委員の皆さんから多く意見が出されていた部分である。市役所の中でも人権共生課という担当課もあり、教育委員会の学校教育の現場でも関わりがあるので、横の連携をおろそかにしないよう情報共有をしっかりとしていく必要がある。支援の皆さんも多くいるが、外国籍の方は現在 5,000 人いるので現場の負担も増えてきている。総合計画があって、その下にそれぞれの個別の計画があるが、多文化共生の計画の中で位置づけをして事業として取り組みを継続して繋がっていくようにしている。

(委員)

多文化共生推進協会から代表してきている。市の回答を聞いて心強く思う。その方向で進めていって欲しい。我々も子供に日本語を教えたりしているが、学童のことが問題になっているので、市とも協働してやっていきたい。

(事務局)

担当課とも共有してやっていきたい。

(会長)

他はどうか。

(委員)

条例はこれで問題ないと思うが、各自治会の問題、悩み事は各自治会で共通する部分がある。地域の連合会では各自治会へ降りてこないこともあり、人権共生課でやっている悩みごとなど、自治会へも降ろしていただきたい。

(事務局)

片方だけが知っていることが無いよう情報を共有できるよう体制整備に努めてまいりたい。

4 その他

次回 第3回 上田市自治基本条例検証委員会

日時 令和7年9月30日(火) 午後1時30分から

場所 市役所南庁舎5階 S503 会議室

5 閉会